第六十一条に次の一号を加える。

十三　フィンランド協定

第六十三条中「フランス協定とし、フランス協定」を「次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定」に、「フランス特定保険期間中に初診日のある」を「それぞれ同表の第二欄に掲げる」に改め、同条に次の表を加える。

	第一欄	第二欄
一	フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病
二	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に初診日のある傷病

第六十五条の表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に死亡した者

第七十二条に次の一号を加える。

十一　フィンランド協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項並びに第八十四条第三項中「又はスロバキア協定」を「、スロバキア協定又はフィンランド協定」に改める。

第九十条に次の一号を加える。

十八　フィンランド協定第一条1(d)に規定するフィンランド共和国の法令

第九十一条に次の一号を加える。

八　フィンランド協定

第九十三条に次の一号を加える。

十八　フィンランド協定

第九十六条の表に次のように加える。

十八	フィンランド協定第二十三条1	フィンランド実施機関

第百三条第二項の表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に発した傷病

第百五条及び第百八条中「又はスロバキア協定」を「、スロバキア協定又はフィンランド協定」に改める。

第百十四条の表一の項及び三の項中「初診日が」を「初診日の」に改め、同表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に初診日のある傷病

第百十七条第二項の表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に発した傷病

第百十九条第一項及び第三項、第百二十三条第一項及び第三項並びに第百二十七条第三項中「又はスロバキア協定」を「、スロバキア協定又はフィンランド協定」に改める。

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第六十七号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設行政課の所掌事務） **第六十五条**　建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　略］ 九　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示に関すること。 ［十～二十一　略］	（建設行政課の所掌事務） **第六十五条**　建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　同上］ 九　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第六条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示に関すること。 ［十～二十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和三年十一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・総務省令第十二号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百三十八条の二第一項の規定を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。